

受刑者の外出及び外泊に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

受刑者の外出及び外泊に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、受刑者の外出及び外泊を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処等に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(外出等を許す場合)

第3条 刑事施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第106条第1項の規定により外出又は外泊（以下「外出等」という。）を許すことができる。

- (1) 生活環境の調整に係る用務のため保護観察官、保護司、更生保護施設、引受人、協力雇用主等を訪問する場合
- (2) 出所後の円滑な就労を図るため公共職業安定所その他の公的機関を訪問し、又は企業等の業務説明会や採用面接に参加する場合
- (3) 前2号のほか、出所後の居住先や婚姻関係、子の養育関係の調整等のため親族等を訪問し、又は雇用関係の調整等のため釈放後に就職を予定している企業等を訪問する場合
- (4) その他前3号に準ずるものとして刑事施設の長が相当と認める場合

(外出等を許す者の選定)

第4条 刑事施設の長は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第65条各号に掲げる事由のいずれかに該当する者であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから外出等を許すものを選定するものとする。

- (1) 改善更生の意欲が特に高いと認められること。
- (2) 受刑態度が特に良好であること。

(外出等を許す時期)

第5条 規則第65条第3号に掲げる事由に該当する受刑者については、外出等を許す時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号又は第2号に掲げる場合については、仮釈放の予定日のおおむね1週間前から2月前までの期間

(2) 第3条第3号又は第4号に掲げる場合については、仮釈放の予定日のおおむね1週間前から1月前までの期間

(外出等を円滑に行うための配慮等)

第6条 刑事施設の長は、外出等を許した受刑者に対し、外出等に必要な打合せを行わせるため法第146条第1項の規定による電話の使用を許すほか、外出等が円滑に行われるよう、必要な配慮をするものとする。

2 刑事施設の長は、外出等を許した受刑者に対し、外出等の期間中に適宜刑事施設に連絡するよう指示するものとする。

(特別遵守事項等)

第7条 刑事施設の長は、外出等を許した受刑者に対し、法第106条第2項において準用する法第96条第4項の規定により定める特別遵守事項を記載した書面を交付するものとする。

(関係機関の協力)

第8条 刑事施設の長は、他の刑事施設の長に対し、外出等の円滑な実施に必要な協力を求めることができる。

2 刑事施設の長は、外出等を許した受刑者の生活環境の調整を実施する保護観察所の長に対し、あらかじめ外出等を実施する旨を連絡し、外出等の円滑な実施に必要な協力を求めるものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成20年法務省矯総訓第3434号大臣訓令〕

この訓令は、更生保護法（平成19年法律第88号）の施行の日（平成20年6月1日）から施行する。